

定期健診(法定)に特定健診詳細項目を追加して実施する場合の留意点

MBK連合健康保険組合
保健事業担当

「健診業務等に関する協定書」に基づき、定期健康診断にて、特定健康診査に相当する項目(下記特定健診詳細項目)を追加実施された場合、その追加項目費用を補助いたします。

- ① 補助対象:事業所に所属する当組合の加入資格を持つ被保険者の方。
- ② 対象項目:年齢別で補助となる項目が異なりますので下記の項目表をご覧ください。
- ③ 費用の支払:まず事業所様に一旦立替払いをしていただき、後日専用の「特定健診詳細項目受診者名簿兼請求書」にて当組合へご請求ください。(※請求フローにつきましては3ページを参照ください。)
- ④ 当組合へご請求の際は、必ず**㊤問診22項目(コピーでも可)****㊦結果表のコピー**(項目については2ページ目の<表>参照)を添付して下さい。または、受診した健診機関・医療機関で**㊤ ㊦を含む特定健診結果データ(XML形式)**を依頼し、その結果データをCD等で提供いただける場合は、その作成費用を当組合で補助いたしますので「XMLデータ作成費用補助金請求書」を併せて添付してください。
- ⑤ 毎月20日締め処理となり、高額療養費等の給付金支払いと同様、翌月15日(土日祝の場合は翌日または翌々日)支払となります。

事業所において特定健診詳細項目を含む定期健康診断を実施した場合でも、被保険者の方は、特例として年度内1回「生活習慣病健診」、「人間ドック」、「婦人健診(巡回婦人健診)」を受診することが可能です。

《健診結果提供の際の注意》

個人情報保護法の観点から、従業員の健診結果をご提供いただく際は、その目的(当組合から健診費用補助を受けるため)を周知し、必ず同意を得るようにしてください。

《補助対象となる特定健診詳細項目》

項目	対象年齢
(1)問診22項目	全年齢
(2)ヘマトクリット	全年齢
(3)眼底	35歳以上
(4)HbA1c	全年齢
(5)血清クレアチニン	全年齢

※診断料は補助対象外です。

※各健診機関・医療機関によって料金が異なりますので事前に見積書を取得してください。

<表> 定期健康診断と特定健診の検査項目比較表

		定期健康診断	特定健診	備考
問診	既往歴及び自覚・他覚症状	○	○	
	業務歴	○		
	問診22項目		●	補助対象項目
身体測定	身長	○(★)	○	
	体重	○	○	
	肥満度(BMI)	○(★)	○	
	腹囲	○(★)	○	
視力	矯正／裸眼	○		
聴力	オーディオメータ	○		
診察	理学的所見	○	○	
血圧	収縮／拡張	○	○	
胸部X線		○		
喀痰検査		◎		定健：有所見者のみ。
貧血検査	血色素量	○(★)	○	
	赤血球数	○(★)	○	
	ヘマトクリット		●	補助対象項目
肝機能検査	AST(GOT)	○(★)	○	
	ALT(GPT)	○(★)	○	
	γ-GT(γ-GTP)	○(★)	○	
血中脂質検査	中性脂肪(空腹時また随時)	○(★)	○	
	HDLコレステロール	○(★)	○	
	LDLコレステロール	○(★)	○	
糖代謝検査	血糖(空腹時また随時)	□	○	
	HbA1c	□	●	補助対象項目
腎機能検査	血清クレアチニン(eGFR)	△	●	補助対象項目
尿検査	尿糖	○	○	
	尿蛋白	○	○	
心電図	安静時12誘導	○(★)	○	
眼底	両眼		●	補助対象項目 ※ただし35歳以上のみ

定期健康診断の「○(★)」は、必須項目となっていますが医師の判断により省略可能となります。

「□」は選択実施項目、「△」は医師が必要と認めた場合、実施が望ましい項目となります。

定期健診(法定)に特定健診詳細項目を追加して実施する場合のフロー

事業所様

定期健診+特定健診詳細5項目実施
(事後申請になります)

申請方法

当組合指定の「特定健診詳細項目受診者名簿兼請求書」を当組合HPよりダウンロードし、記載の上当組合へご提出ください。

健診結果について

名簿兼請求書を提出する際は、

㊤問診22項目(コピー可) ㊦結果表のコピーを添付してください。

または、受診した健診機関・医療機関で**特定健診結果データ(XML形式)**を依頼し、その結果データをCD等で提供いただける場合は、その作成費用を当組合で補助いたしますので「XMLデータ作成費用補助金請求書」を併せて添付してください。

各事業所様の口座へ

当組合

資格・内容等確認の上、高額療養費等の給付金支払いと同様、事業所様へご入金いたします。

事業主連携システムを通じて支給決定明細書を送付いたします。

提出期限と支払日について

毎月20日×翌月15日支払

健診結果提供の際の注意

個人情報保護法の観点から、従業員の健診結果をご提供いただく際は、その目的(当組合から健診費用補助を受けるため)を周知し、必ず同意を得るようにしてください。

定期健診+特定健診詳細5項目を追加実施した場合でも、特例として、生活習慣病健診、人間ドック、婦人健診(施設内・巡回)を**年度内1回**の補助をいたします。